

非常変災時における臨時休業措置等の判断基準

1 高槻市に「暴風(暴風雪)警報」「大雨(大雪)警報」「洪水警報」のいずれかが発表された場合

- ・午前7時現在、高槻市に「暴風(暴風雪)警報」「大雨(大雪)警報」「洪水警報」のいずれかが発表されている場合は、自宅待機。
- ・午前9時までに「暴風(暴風雪)警報」「大雨(大雪)警報」「洪水警報」が解除された場合は、登校させる。
- ・午前9時現在「暴風(暴風雪)警報」「大雨(大雪)警報」「洪水警報」が解除されていない場合は、臨時休業。
- ・登校後「暴風(暴風雪)警報」「大雨(大雪)警報」「洪水警報」のいずれかが発表された場合は、安全を確認した上で原則下校させる^{※1}。
- ・上記以外でも、地域の特性により学校長の判断で臨時休業をする場合がある^{※2}。

※1 登校後に、警報が発表された場合の対応

- ・後述「生徒が在校中に気象警報が発表された場合の対応」参照

※2 地域の特性により判断する場合の留意点

- ・中学校区内の学校園との情報交換(幼稚園への情報提供)を行う。
- ・教育委員会への報告・連絡・相談を行う。
- ・関係機関(セーフティボランティア、学童保育関係、給食関係)等への連絡を確実にを行う。

【地域の特性(例)】

- 山間部のため、大雨による土砂崩れや崖崩れの恐れがある。
- 大雨により校区内の河川や用水路が増水し、氾濫する恐れがある。等

2 高槻市に「特別警報」が発表された場合

- ・高槻市に「特別警報」が発表された場合、その日は臨時休業とする^{※3・4}。

※3 特別警報が発表された場合の対応

- ・避難指示等に従い避難場所へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまるなど、直ちに命を守る行動をとるよう事前に指導する。

※4 翌日の措置

- ・学校施設や通学路の状況により判断する。

3 高槻市に震度5弱以上の地震が発生した場合

- ・高槻市に震度5弱以上の地震が発生した場合、その日は臨時休業とする^{※5~8}。

※5 登下校中に、震度5弱以上の地震が発生した場合の対応

- ・「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に素早く身を寄せて安全を確保し、揺れが収まったら、学校か自宅のどちらか近いほうに避難するよう事前に指導する。

※6 登校後に、震度5弱以上の地震が発生した場合の対応

- ・生徒の安全を確認し、校区の状況を把握した上で、学校と保護者との間であらかじめ決めておいたルールに基づき下校(集団下校や引き渡し等)させる。
- ・終業時刻を繰り上げて下校させる場合、留守家庭の生徒には特に配慮する。

※7 震度4以下の地震が発生した場合の対応

- ・原則通常どおりとするが、被害状況によっては臨時休業とする場合がある。

※8 翌日の措置

- ・学校施設や通学路の状況により判断する。